

参考資料 - 3 . 関係する基準等

1) ビューフォート風力階級表 (本文 4 . 4 . 1 節関連)

風力階級	開けた平らな地面から10mの高さにおける相当風速				説明	
	kt	m/s	km/h	mile/h	陸上	海上
0	1未満	0.0から 0.3未満	1未満	1未満	静穏。煙はまっすぐに昇る。	鏡のような海面。
1	1以上 4未満	0.3以上 1.6未満	1以上 6未満	1以上 4未満	風向は、煙がなびくのでわかるが風見には感じない。	うろこのようなさざなみができるが、波がしらにあわはない。
2	4以上 7未満	1.6以上 3.4未満	6以上 12未満	4以上 8未満	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動き出す。	小波の小さいもので、まだ短いがはつきりしてくる。波がしらはなめらかに見え、砕けていない。
3	7以上 11未満	3.4以上 5.5未満	12以上 20未満	8以上 13未満	木の葉や細い小枝がたえず動く。軽い旗が開く。	小波の大きいもの、波がしらが砕けはじめる。あわはガラスのように見える。ところどころ白波が現れることがある。
4	11以上 17未満	5.5以上 8.0未満	20以上 29未満	13以上 19未満	砂ほこりが立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。	波の小さいもので、長くなる。白波がかなり多くなる。
5	17以上 22未満	8.0以上 10.8未満	29以上 39未満	19以上 25未満	葉のあるかん木がゆれはじめる。池や沼の水面に波がしらが立つ。	波の中ぐらいのもので、いっそうはつきりして長くなる。白波がたくさん現れる。(しぶきを生ずることもある。)
6	22以上 28未満	10.8以上 13.9未満	39以上 50未満	25以上 32未満	大枝が動く。電線が鳴る。かさは、さしにくい。	波の大きいものができはじめる。いたるところで白くあわだった波がしらの範囲がいっそう広がる。(しぶきを生ずることが多い。)
7	28以上 34未満	13.9以上 17.2未満	50以上 62未満	32以上 39未満	樹木全体がゆれる。風に向かっては歩きにくい。	波はますます大きくなり、波がしらが砕けてできた白いあわは、すじをひいて風下に吹き流されはじめる。
8	34以上 41未満	17.2以上 20.8未満	62以上 75未満	39以上 47未満	小枝が折れる。風に向かっては歩けない。	大波のやや小さいもので長さが長くなる。波がしらの端は砕けて水けむりとなりはじめる。あわは明りようなすじをひいて風下に吹き流される。
9	41以上 48未満	20.8以上 24.5未満	75以上 89未満	47以上 55未満	人家にわずかの損害がおこる。(煙突が倒れ、かわらがはがれる。)	大波。あわは濃いすじをひいて風下に吹き流される。波がしらはのめり、くずれ落ち、逆巻きはじめる。しぶきのため視程がそこなわれることもある。
10	48以上 56未満	24.5以上 28.5未満	89以上 103未満	55以上 64未満	陸地の内部ではめずらしい。樹木がねこそぎになる。人家に大損害がおこる。	波がしらが長くのしかかるような非常に高い大波。大きなかたまりとなったあわは濃い白色のすじをひいて風下に吹き流される。海面は全体として白く見える。波のくずれかたは、はげしく衝撃的になる。視程はそこなわれる。
11	56以上 64未満	28.5以上 32.7未満	103以上 118未満	64以上 73未満	めったにおこらない。広い範囲の破壊を伴う。	山のように高い大波。(中小船舶は、一時波の陰にみえなくなることもある)海面は、風下に吹き流された長い白いあわのかたまりで完全におおわれる。いたるところで波がしらの端が吹き飛ばされて水けむりとなる。視程はそこなわれる。
12	64以上	32.7以上	118以上	73以上	-	大気は、あわとしぶきが充滿する。海面は、吹き飛ばしぶきのために完全に白くなる。視程は、著しくそこなわれる。

2) 悪臭防止法による敷地境界における規制濃度（本文 4 . 4 . 2 節関連）

NO.	特定悪臭物質等	規制基準の範囲
1	アンモニア	1ppm 以上 5ppm 以下
2	メチルメルカプタン	0.002ppm 以上 0.01ppm 以下
3	硫化水素	0.02ppm 以上 0.2ppm 以下
4	硫化メチル	0.01ppm 以上 0.2ppm 以下
5	二硫化メチル	0.0091ppm 以上 0.1ppm 以下
6	トリメチルアミン	0.005ppm 以上 0.07ppm 以下
7	アセトアルデヒド	0.05ppm 以上 0.5ppm 以下
8	プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以上 0.5ppm 以下
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以上 0.08ppm 以下
10	イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以上 0.2ppm 以下
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以上 0.05ppm 以下
12	イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以上 0.01ppm 以下
13	イソブタノール	0.9ppm 以上 20ppm 以下
14	酢酸エチル	3ppm 以上 20ppm 以下
15	メチルイソブチルケトン	1ppm 以上 6ppm 以下
16	トルエン	10ppm 以上 60ppm 以下
17	スチレン	0.4ppm 以上 2ppm 以下
18	キシレン	1ppm 以上 5ppm 以下
19	プロピオン酸	0.03ppm 以上 0.2ppm 以下
20	ノルマル酪酸	0.001ppm 以上 0.006ppm 以下
21	ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以上 0.004ppm 以下
22	イソ吉草酸	0.001ppm 以上 0.01ppm 以下
23	臭気指数	10 以上 21 以下
* 規制基準は、都道府県知事により規制地域（地域区分が定められている場合もある。）ごとに定められている。		

3) ガス等に関する法規制（本文 4 . 4 . 3 節関連）

法規等	概要
<p>1.労働安全衛生法関係 (1)労働安全衛生法</p> <p>(2)労働安全衛生規則 (防爆構造)</p> <p>(3)労働安全衛生規則 (保安対策)</p> <p>(4)有機溶剤中毒予防規制</p> <p>(5)特定化学物質等障害予防規則</p> <p>(6)高気圧作業安全衛生規則</p>	<p>イ) 有害な業務又はその他政令で定めるものについての作業環境の測定(第65条、施行令 第21条)</p> <p>ロ) 防爆機器の譲渡等の制限(第42条)</p> <p>ハ) ロ)の機器の型式検定に関する事項(第44条の2)</p> <p>イ) 爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具の防爆構造(第280条)</p> <p>ロ) 同上の防爆構造の電気機械器具は労働大臣が定める規格に合格したものであること(第27条)</p> <p>ハ) 修理、変更等臨時の作業を、爆発の危険が生ずるおそれのない措置を講じた場合の同上イ)、ロ)の不適用(第283条)</p> <p>ニ) 移動式又は可搬式の防爆電気機械器具のその日の使用開始前における点検義務(第284条)</p> <p>イ) 建設業あるいはその他の業種におけるメタン、硫化水素及び酸素の濃度の測定器具の備え付け義務(第24条の2の2項)</p> <p>ロ) 潜函等の内部作業を行う時の酸素濃度計による測定義務(第377条1項)</p> <p>ハ) ずい道等の掘削作業を行う時の可燃性ガス観察記録義務(第381条3項、第382条の2)</p> <p>ニ) 可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場合の自動警報装置設置義務(第382条の3)</p> <p>ホ) 爆発下限界30%以上の濃度の可燃性ガス存在時の措置規定(第389条の8、9)</p> <p>ヘ) 坑内作業場における炭酸ガス濃度規制(1.5%以下)(第583条)</p> <p>ト) 立入り禁止の表示場所の規定 炭酸ガス1.5%を超える場所、酸素濃度が18%未満の場所及び硫化水素濃度が100万分の10を超える場所(第585条4項、5項)</p> <p>チ) 坑内炭酸ガスの測定義務(第592条)</p> <p>労働安全衛生法施行令による室内作業場のアセトン以下16種の有機溶剤の濃度測定義務(第28条)</p> <p>同上令第21条第7号の作業場における第1類物質又は第2類物質の濃度測定義務(第36条)</p> <p>イ) 炭酸ガスによる高圧室内作業者の健康障害防止措置義務(第16条)</p> <p>ロ) 有害ガスによる高圧室内作業者の危険及び健康障害防止措置義務(第17条)</p> <p>ハ) 炭酸ガス及び有害ガスの濃度測定器具の携帯義務(第26条)</p>

<p>(7)酸素欠乏症等防止規則</p> <p>(8)事務所衛生基準規則</p> <p>(9)作業環境測定法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>(10)作業環境測定法施行規則に 基づく労働大臣の定める基準</p> <p>(11)作業環境測定基準</p>	<p>イ) 労働安全衛生法施行令第21条第9号に掲げる作業場における酸素、硫化水素の濃度測定義務(第3条)</p> <p>ロ) イ)の測定を行うための測定器具の備え付け義務(第4条)</p> <p>イ) 一酸化炭素及び炭酸ガス濃度の規制(第3条、第5条)</p> <p>ロ) 一酸化炭素及び炭酸ガスの含有量の測定義務(第7条)</p> <p>ハ) 測定器及び測定方法の規定(第8条)</p> <p>労働安全衛生法を補完し、適正な作業環境を確保し、職場における労働者の健康を保持する。</p> <p>作業環境測定に使用する機器の基準を定める。</p> <p>イ) 坑内作業における炭酸ガス濃度の測定及び測定器の規則(第5条)</p> <p>ロ) 建築物の室における一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率の測定及び測定器の規制(第6条)</p> <p>ハ) 特定化学物質等の濃度の測定及び測定器の規制(第10条)</p> <p>ニ) 酸素及び硫化水素の濃度の測定及び測定器の規制(第12条)</p> <p>ホ) 有機溶剤の濃度の測定及び測定器の規制(第13条)</p>
<p>2.建築物における衛生的環境の確保に関する法律</p> <p>(1)同法施行規則</p>	<p>法第4条により環境衛生管理基準として一酸化炭素、炭酸ガス濃度の測定及び測定器の規制(第3条)</p>
<p>3.鉱山保安法関係</p> <p>(1)石炭鉱山保安規則</p> <p>(2)金属鉱山保安規則</p> <p>(3)石油鉱山保安規則</p>	<p>イ) 可燃性ガス検知器の備え付け義務(第35条の2)</p> <p>ロ) 可燃性ガス自動警報器の設置義務(第122条)</p> <p>ハ) 各種ガス検定器及び可燃性ガス自動警報器の型式検定品に関する規定(第78条、第79条)</p> <p>ニ) 炭酸ガスその他有害ガスの測定(第123条)</p> <p>イ) 各種検定器及び可燃性ガス自動警報器の型式検定品に関する規定</p> <p>ロ) 炭酸ガスその他有害ガスの測定(第85条の2)</p> <p>内容は金属鉱山保安規則に準ずる。</p>

4) 排水基準（本文4.4.4節関連、基準省令 別表第1, 2）

アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別命E P N）に限る。）	1リットルにつき1ミリグラム以下
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
1・1・1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム以下
1・1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
1・3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム以下 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1

	リットルにつきふつ素8ミリグラム以下 海域に排出されるもの1リットルにつき ふつ素15ミリグラム以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒 素の合計量100ミリグラム以下
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき60ミリグラム以下
化学的酸素要求量	1リットルにつき90ミリグラム以下
浮遊物質	1リットルにつき60ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1リットルにつき5ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	1リットルにつき30ミリグラム以下
フェノール類含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
銅含有量	1リットルにつき3ミリグラム以下
亜鉛含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	1リットルにつき10ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	1リットルにつき10ミリグラム以下
クロム含有量	1リットルにつき2ミリグラム以下
大腸菌群数	1立方センチメートルにつき日間平均 3,000個以下
窒素含有量	1リットルにつき120(日間平均60)ミリ グラム以下
磷含有量	1リットルにつき16(日間平均8)ミリ グラム以下
備考	<p>1 「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 「日間平均」による排水基準値は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。</p> <p>4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>5 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p>

別表第2（第1条、第2条関係）

アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1・1・1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下
1・1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
1・3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
備考	「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。